

京都市教育委員会告示第7号

平成29年10月6日京都市教育委員会告示第4号（個人演説会等の開催のために必要な施設の設備の程度等）を平成30年3月22日から廃止します。

平成30年3月20日

京都市教育委員会
(教育委員会事務局総務部教育環境整備室)